

## 第5章 計画の推進

---

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 市の推進体制

地域福祉を推進していくためには、福祉・保健分野のみならず、教育や人権、防災・防犯、交通など、さまざまな分野との横断的な連携・協力が必要となります。そのため、庁内横断的な部局で構成する「上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議」において、計画の進行状況の報告・課題共有を図りながら、計画を推進します。

#### (2) 社会福祉協議会の推進体制

社会福祉法で地域福祉推進の中核として位置付けられている社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づき、各地区で組織化されている社協13支部を中心に自治会・町内会・区会との連携を図りながら、地域における生活課題の解決に向けて取り組んでいきます。また、計画の進行状況について「地域福祉活動計画職員策定委員会」にて課題共有をするとともに、市との連携を常に図りながら、計画を推進します。

#### (3) 地域における推進体制

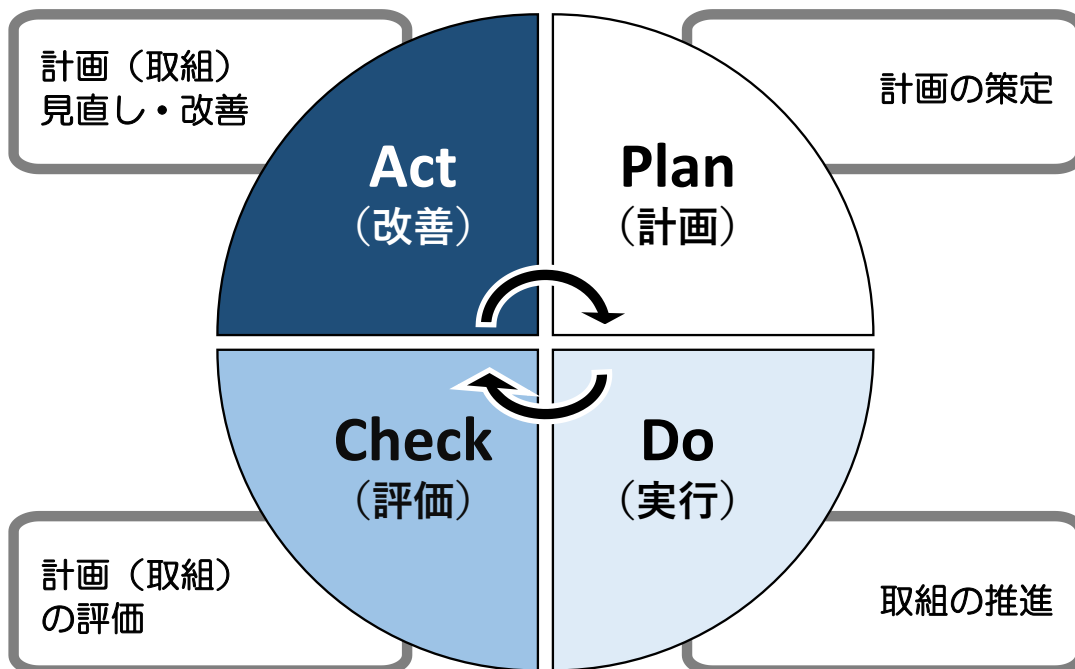
地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした、自治会・町内会・区会、民生委員・児童委員、福祉関係機関・団体、福祉サービス事業者、ボランティア、NPOなどの協力が必要不可欠です。それぞれが自らの役割を認識し、協働して取り組んでいくために、市・社協広報や市・社協ホームページ、相談窓口や社協支部でのパンフレット配布などを活用しながら、本計画の積極的な周知を図ります。また、市民や社会福祉活動・団体関係者などで構成する「上尾市地域福祉推進員」、社協関係者とともに、本計画の周知・啓発と地域における取組の推進を図ります。

## 2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画の実効性を高めるため、PDCA\*サイクル（Plan：計画の策定 → Do：取組の推進 → Check：計画（取組）の評価 → Act：計画（取組）の見直し・改善）による管理を行い、確実な計画の実行と定期的な評価・改善を実施します。

計画の評価や進捗管理については、市「上尾市地域福祉推進協議会」ならびに社会福祉協議会「上尾市地域福祉活動計画推進委員会」の合同会議において行います。毎年度（1年サイクル）、客観的評価として指標の達成状況や、各取組状況についての点検・評価を行い、必要に応じて見直しを実施しながら、計画の着実な推進に努めます。また、実施した評価結果や取組状況については、毎年度、市・社協ホームページにおいて公表し、周知を図ります。

### ■ PDCAサイクルのイメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編